

平成30年6月19日現在

機関番号：22301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12279

研究課題名（和文）共有林の保護・再生と中山間地域の人口流失抑制・人口流入

研究課題名（英文）Protection / rehabilitation of shared forest and suppression of population runoff in inter-mountainous area &amp; middot; population inflow

研究代表者

金光 寛之（Kanemitsu, HIROYUKI）

高崎経済大学・地域政策学部・教授

研究者番号：90514258

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：群馬県高山村におけるヒアリング調査を中心に行った。とりわけ明治時代からの土地台帳を閲覧し分析をして群馬県高山村における共有林の保護・再生と人口の流失と流入との因果関係を分析した。その結果、共有林の保護と再生を行うことにより人口流出を防ぎ、人口流入を促進することが可能ではないかという仮説にたどり着いた。なぜなら、共有林の再生・保護を行い、よりよい森林を作るためには、森林の手入等を行う人手が必要となるからである。また森林の再生を行うには、長い年月が必要となる。すなわち共有林の保護と再生は、公共事業のような一過性のものではなくて継続的なものである。以上のことが今回の研究成果の一部である。

研究成果の概要（英文）：We focused on hearing survey at Takayama village in Gunma prefecture. In particular, we examined and analyzed the land register from the Meiji Period and analyzed the causal relationship between protection and rehabilitation of shared forests in Takayama village of Gumma Prefecture, and the loss of population and influx. As a result, we reached the hypothesis that it is possible to prevent population outflow by promoting shared forest protection and regeneration, and promote population inflow. This is because it is necessary to regenerate and protect common forests and to acquire better forests by manpowering forests. Also, it takes a long time to regenerate the forest. In other words, protection and rehabilitation of shared forests is not a transient one like a public works but is continuous. The above is part of the research results this time.

研究分野：民法・環境法

キーワード：共有林 人口流失 人口流入

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の国土の約70%が森林であり、その内の訳60%が私有林を占めている。こうした私有林の多くが存在する中山間地域は過疎化が進み、私有林の所有者のほとんどが高齢者と言われている。これに伴い私有林の管理は十分にされず自然環境破壊の一つとされている。このままではこうした傾向がますます進み、日本の森林が壊滅し、その結果、日本の自然環境が悪化する恐れがある。

(2) そこで、本研究は、自然環境保全、国土保全のために今後、日本の森林の適切な維持・管理の方法を森林所有側面から検討し、また理論統計学な立場からも森林の所有形態がどのような形態をとるか等の様々な分析を行い新たな森林法制度の構築に向けた提言を行い、中山間地域の過疎化の問題も解決できるような法政策的な提言を行いたい。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、開発と資源・環境保護の観点から、特に「共有林の保護と再生」に焦点を絞って、個々の選択が効率的であったのかどうか、また「共有林の保護と再生」を行うにあたっていかなる法律かつ経済地理学的な提言を行うかについてどのような手法を用いるべきかを考察・分析することを目的としている。

特に、この問題にとって重要な法律学と経済地理学的なそれぞれの観点からの分析とそれらを融合させた総合的な考察を行うのが目的である。

(2) 研究代表者である金光は、民法(財産法)および環境法を専門としており、不動産に関する法政策論を中心に研究を行っている。その延長線上で森林法の研究も行っている。(『イギリス土地登記制度の研究』慶應義塾大学出版会、2001年など)。

研究分担者である大澤は、これまでわが国の農業政策が諸外国に比して遅れているのは、公共性の観念を持つ農地に確たる所有権理論が存在しないことに起因すると考え、農地所有権問題の研究に取組み、結論として所有権は、一般の土地と農地とではその所有権の内容、性格は、異なるので、峻別されるべきであるとの考えに立ち、農地所有権に焦点を当てた研究を一貫して行ってきた(「所有権理論に関する一考察」『現代私法学の課題 伊藤進教授古稀記念論文集』第一法規、2006年、「新政策と農地の所有・保有の法人化 株式会社の農地取得問題との関連において」『横浜市立大学論叢』社会科学系列52巻3号)。その後、農地と同様の問題が森林に存在すると認識し、森林所有権の研究に取り組んできた(「森林の公共性と森林法制の基本原理解」『横浜市立大学論叢社会科学系列60巻1号、「森林の整備・保全義務に関する一考察」『横浜市立大学論叢社会科学系列60巻2・3合併号)など)。また、経済学者との漁業権についての共同研究を行ったことをきっかけに漁業(権)も研究領域としてきた(「共同

漁業者の法的性質の一考察」『横浜市立大学論叢社会科学系列64巻1号)。こうした経緯の中で、現在は、特に森林に関する民法研究に傾倒し、森林所有権理論の構築を目指している。またもう一人の研究分担者である西野は、経済地理学を専門としており、森林の保全と再生について山村における共有林の機能について焦点をあてて調査・分析に基づいた研究を行っている。

(3) 西野が、共有林の管理の調査を目的としてヒアリングを行う過程で共有林の法律関係が、多種多様であり、その問題点は各々の集落において異なることを発見した。他方、金光は、「共有林の保護と再生」を行う際にいかなる権利設定を行うべきか、いかなる立法提言を行うべきなのかについて検証の必要を感じていた。また昭和26年成立の森林法が、共有林に如何なる影響を及ぼしたかを研究する必要性を感じていた。そこで金光、大澤のこれまでの法律的な研究と西野の上記の既存研究を融合させることで共有林の保護と再生に法律的にいかなる解釈論を行うべきなのか、またいかなる立法提言を行うべきなのかについて法学、経済地理学の分野の両面から考察・分析できると考え、またそれを極めて重要であると考えに至った。

(4) 元来、共有林の保護・再生に関する法律学的アプローチについては、入会権に基づくものであるのが通説的な考えであった。本研究は、様々な共有林が存在する地域の調査を行い、その共有林にいかなる権利を設定すべきかを考察することで共有林の保護と再生により良いアプローチを提言することができる可能性を見出すことができる。さらに共有林を総会的に所有するコミュニティ内での意思決定のルールが、共有林の保護と再生に少なからず影響を及ぼしていると考えられる。そこでコミュニティ内の当事者への権利配分形態や関係団体無いにおける意思決定方法を考察しておくことで他の同種の問題への応用の可能性が広がると考えられる。本研究の根底ある考え方は、過疎化している中山間地域の人口流失を防ぐためにはいかなる手段を用いるかである。

(5) 本研究は、経済地理学、法律学両面から考察できるため、幅広い政策提言が可能である。されに法律の解釈や法的実行可能性をも考慮に入れるため、環境アセスメントなどの制度の実行についての提言を行うことができる。

(6) また本研究は、現代森林(私有林)問題を自然環境保全との関係で捉え、森林所有権の公共性の観念を問い直し、森林所有権制限の理論を導入し、わが国の森林法制を環境保全型森林法制へ転換することを示唆するものである。森林問題、特に森林の環境保全に関しては、経済学の分野からの研究は多くみられる(西野寿章『山村における事業展開と共有林の機能』、原書房2013年など)が、法学、特に民法学からは入会権の研究がある

だけで、森林所有権に関する研究はほとんどない。

以上から、本研究は、民法学の「所有権理論の研究」と同時に、環境保全に向けた森林所有権の立法的、行政的規制の方向性を示唆する上で極めて社会的要請の強い研究であるといえる。また、21世紀を展望したとき、森林の果たす役割は、国民の生活のための木材やリクリエーションの場を確保するための森林利用と、国土や環境保全などの公益的役割のために積極的に森林を利用するという強度の利用の公共性を有している。要するに、森林は土地本来の属性としての公共性と森林としての国家的・公共的に人々の生存のために利用(管理・保全)されなければならない利用(役割)の公共性という二重の性格を有していると解する。然るに、現状では、開発による森林破壊や手入れ放棄などで森林の激減や荒廃が目立つ。そのため、森林の利用・転用規制や所有権制限(森林地盤の帰属権の制限)を強化すると共に、森林の保全義務を森林所有者に課す必要があると考える。このような問題意識を持って、森林所有権理論の構築を試みるものである。

結論として、「森林所有権理論の構築」のためには「21世紀の森林の役割」も明確にし、「森林所有権制限に込められた所有権理論の構成」を行う。前者は、木材などの国民の生活資源の安定供給確保と、国土安全・環境保全などの多様な公益的役割の担保を目指すものであり、後者は、民法上の土地所有権理論との関係を解明する森林所有権制限法理論の構成を目指すものである。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究では、森林の環境資源としての公益的機能を担保する「森林所有権理論」の構築を試みる。森林は、農地と同じく人間の生活に不可欠の公共財として国土の安全、水資源の確保をはじめとする多様な公益的役割も担っている(森林・林業基本法2条・3条)。近年の開発や手入れ放棄による森林の荒廃、激減は国民の生命、財産に多大な被害をもたらしている。この要因は、私有林所有者の高齢化や中山間地域の過疎化にあると思われる。そこで、こうした問題を解決し、持続可能な森林の維持と管理のための森林所有権の所有、利用、処分権能制限の理論の構築が必要と考える。また統計学的な分析も行い、所有権の使用、収益、処分がどのように行われているかを細かく分析する。

(2) このような問題意識のもと、これまでの研究を踏まえ、森林地盤、森林の機能、森林所有権の公共性との関連で、根底に所有権、その上に順次、一般土地所有権、農地所有権と置き、最上位に森林所有権を階層的に位置づけた構図を完成させたい。その結果、現行民法206条、207条の改正論へとつなげていくことを予定している。

以上のことをよる具体的に述べると以下の通りとなる。

共有林の保護と再生に関しての情報収集、および共有林が存在している中山間地域と自治体へのヒアリング調査を行う。

過去の共有林の法的関係についてのデータを収集し、権利関係を第三者に対抗するための不動産登記を行うのか否かについてヒアリング調査を行う。

### データベースの構築

ヒアリング調査の内容をデータベースとして蓄積していく必要がある。特に共有林の管理の事例とその法的問題点という観点からデータベースを作成する。

### 研究会

理論モデル構築のために、ヒアリングの結果の整理、解釈や理論への応用ポイントなどについて議論を行う必要があるため、すくなくとも年2回は3人で研究会を開催する。

### 4. 研究成果

(1) 研究成果については、群馬県高山村におけるヒアリング調査を中心に行った。とりわけ明治時代からの土地台帳を閲覧し分析をして群馬県高山村における共有林の保護・再生と人口の流出と流入との因果関係を分析した。その結果、共有林の保護と再生を行うことにより人口流出を防ぎ、人口流入を促進することが可能ではないかという仮説にたどり着いた。なぜなら、共有林の再生・保護を行い、よりよい森林を作るためには、森林の手入等を行う人手が必要となるからである。また森林の再生を行うには、長い年月が必要となる。すなわち共有林の保護と再生は、公共事業のような一過性のものでなく継続的なものである。以上のことが今回の研究成果の一部である。

(2) また共有林の保護についての研究である入会地(ローカルコモンズ)の研究を参考しつつヒアリング調査を行ったため、イギリスの森林の保護政策と類似していることを見出した。イギリスにおける森林保護の政策は、森林を一種の公共財として扱われているという点等であり、その森林保護の担い手としてコミュニティが関与しているということであった。

### 引用文献

Gerald J.Gray, Maia J.Enzer, Jonathan Kusel, Understanding Community-Based Forest Ecosystem Management, 1st ed., Food Products Press, London, [2001], pp89-92.

Ellen M.Donoghue and Victoria E.Sturtevant, Forest community Connections, 1st ed., Resources for the Future, [2010], pp147-152.

### 5. 主な発表論文等

研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

・大澤正俊「森林理論の法構造と展開」横浜

市立大学論叢社会科学系列第 67 巻第 1・2 合併号、2016、1 - 54 .

・西野寿章「山村の内発力の地域振興への応用の検討 共有林の地域的機能と地域づくり」山林第 1607 号、2018、2 - 8 .

・金光寛之、西野寿章、大澤正俊「群馬県高山村における共有林の法的課題」地域政策研究第 21 巻第 2 号 2018 .

〔学会発表〕(計 1 件)

西野寿章「山村の内発力に学ぶー共有林の地域的機能と地域づくりー」東日本入会・山村研究会第 9 回研究大会

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

金光寛之 (KANEMITSU,Hiroyuki)

高崎経済大学地域政策学部・教授

研究者番号 : 90514258

### (2)研究分担者

西野寿章 (NISHINO,Toshiaki)

高崎経済大学地域政策学部・教授

研究者番号 : 40208202

大澤正俊 (OSAWA,Masatoshi)

横浜市立大学国際マネジメント研究科・教授

研究者番号 : 50305463